



2025年11月14日

各 位

会社名 N I T T O K U 株式会社  
代表者 代表取締役 社長執行役員 笹澤純人  
(コード番号 6145 東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員 経営企画室長 飯野将  
(TEL 048-615-2109)

## 株式給付信託（J-ESOP）の導入、株式給付規程の制定及び 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入すること及び株式給付規程（以下「本規程」といいます。）を制定することにつき決議いたしました。

また、本制度の導入に伴い、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本自己株式処分は、形式的には本信託の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として当社の従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

### 記

#### ＜本制度の導入及び本規程の制定について＞

##### 1. 導入の背景

当社は、経営理念である「世界的な視野に立ち、ユーザーの期待を創造し、最高の技術を提供する」のもと、中長期ビジョンとして掲げる「価値創造プロフェッショナル集団への変革」に取り組んでおります。

この実現に向けては、従業員一人ひとりが専門性を発揮し、企業価値向上へ主体的に貢献することが重要であります。

そこで、従業員が株主としての視点を持ち、当社の業績および株価の成果を自らの処遇として共有できる仕組みを構築することにより、中長期的な視点での意欲向上と持続的な成長を実現することを目的として、本制度を導入することいたしました。

## 2. 本制度の概要及び本規程の制定

本制度は、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

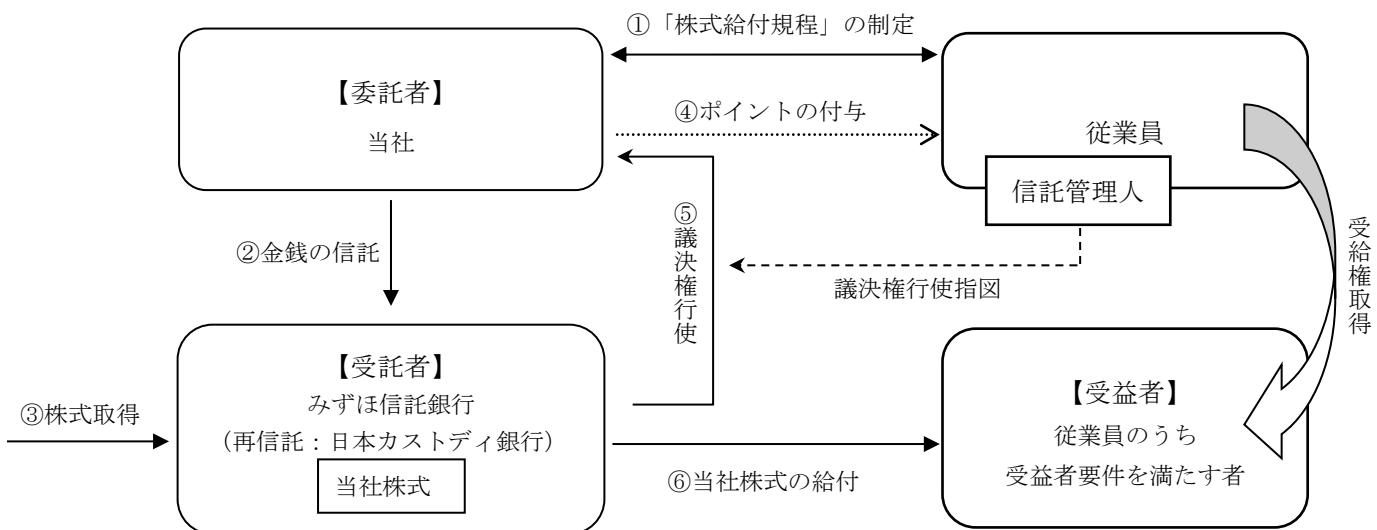
当社は、本日開催の取締役会において、本規程を制定することについて決議しております。

当社は、本規程に基づき、当社の従業員に対し、職位等に応じてポイントを付与します。従業員に付与されるポイントは、当社株式の給付に際し、1 ポイント当たり、当社普通株式 1 株に換算されます。ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。

従業員が本規程に定める受益者要件を満たした場合、当該従業員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けます。

本自己株式処分により株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に割り当てられる当社株式は、従業員が給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）において保有されることとなり、ポイントの付与を受けた従業員であっても、給付を受けるまでの間、ポイントに相当する当社株式について、譲渡その他の処分を行うことはできません。

### 【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

### 3. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託 (J-ESOP)  
(2) 委託者 : 当社  
(3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)  
(4) 受益者 : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者  
(5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定  
(6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)  
(7) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること  
(8) 信託契約の締結日 : 2025年12月1日  
(9) 金銭を信託する日 : 2025年12月1日  
(10) 信託の期間 : 2025年12月1日から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

### ＜本自己株式処分について＞

### 4. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年12月1日(月)		
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 50,000 株		
(3) 処 分 価 額	1株につき金 2,450 円		
(4) 処 分 総 額	122,500,000 円		
(5) 処 分 予 定 先	当社の従業員 (注1、2)	540 名	50,000 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。		

(注1) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)であります。株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者(再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行)とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社の従業員への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として当社の従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には当社の従業員を記載しております。

(注2) 従業員には、本制度に基づき、職位等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。したがいまして、上記株式数は最大数であり、実際に従業員に給付される当社株式の数は、従業員の職位等に応じて変動いたします。

## 5. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、当社に対する役務提供の対価として当社の従業員に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、本規程に基づき信託期間中に当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026年3月末日で終了する事業年度から2030年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度分）であり、2025年9月30日現在の発行済株式総数18,098,923株に対し0.28%（2025年9月30日現在の総議決権個数168,551個に対する割合0.30%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となりますところ、本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 6. 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値2,450円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額2,450円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均2,385円（円未満切捨）に対して102.73%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均2,298円（円未満切捨）に対して106.61%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均2,082円（円未満切捨）に対して117.68%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

## 7. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上